

経済産業省

20220311 保局第 1 号

令和 4 年 4 月 13 日

工事計画の記載事項の一部を改正する規程を次のように定める。

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議会

工事計画の記載事項の改正について

工事計画の記載事項（平成 17・03・18 原院第 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この基準は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

工事計画の記載事項 新旧対照表

○工事計画の記載事項（平成17・03・18原院第2号）（内規）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>9. [略]</p> <p>1. [略]</p> <p>2. (1) ~ (16) [略]</p> <p>(17) 上記の構造等を示す図面等 イ・ロ [略] ハ 塔 (<u>高圧ガス設備</u> (貯槽を除く。) であって、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。) 、凝縮器 (縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。) 、貯槽 (貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。) 、受液器 (内容積が五千リットル以上のものに限る。) 及び配管 (<u>冷媒設備に係る地盤面上の配管 (外径四十五ミリメートル以上のものに限る。)</u> であって、内容積が<u>三立方メートル以上</u>のもの若しくは凝縮器及び受液器に接続されているもの又は<u>高圧ガス設備に係る地盤面上の配管 (外径四十五ミリメートル以上のものに限る。)</u> であって、<u>地震防災遮断弁</u> (地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。以下この項において同じ。) で区切られた間の内容積が<u>三立方メートル以上</u>のもの若しくは塔槽類 (塔及び貯槽をいう。) から<u>地震防災遮断弁</u>までの間のものをいう。) 並びにこれらの支持構造物及び基礎の構造図</p> <p>二 高圧設備の強度計算 (冷凍設備に用いる機器については、耐圧及び気密に関する性能) <u>及び</u> 使用方法 <u>鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針に定める「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示 (平成30年経済産業省告示第220号) に定める耐震性能を有していること</u> を示すため、必要に応じて高圧ガス保安</p>	<p>9. [略]</p> <p>1. [略]</p> <p>2. (1) ~ (16) [略]</p> <p>(17) 上記の構造等を示す図面等 イ・ロ [略] ハ 塔 (<u>反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備</u> (貯槽を除く。) であって、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。) 、凝縮器 (縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。) 、貯槽 (貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。) 、受液器 (内容積が五千リットル以上のものに限る。) 及び配管 (<u>経済産業大臣が定めるものに限る。</u>) 並びにこれらの支持構造物及び基礎の構造図</p> <p>二 高圧設備の強度計算 (冷凍設備に用いる機器については、耐圧及び気密に関する性能) <u>又は</u> 使用方法 <u>[新設]</u></p>

協会（以下「協会」という。）又はその他外部の調査機関による評価結果等を添付することができる。

耐震性能に関して、高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（20181105保局第5号）の例示基準に基づく届出以外の場合には、次に掲げる資料を添付すること。ただし、同運用3.（6）の詳細基準事前評価書に準じ協会が発行した評価書、3.（7）の公開詳細基準事前評価書に準じ協会が発行した評価書又は4.（4）の一般詳細基準審査結果通知書に準じ協会が発行した通知書を添付する場合にあっては、②の資料を添付することを省略することができる。また、同運用5. 耐震構造計算プログラムによる場合にあっては、①及び②を省略できるが、計算結果その他の必要な書類の提出を求める場合がある。

①機能性基準に適合することを証明するために使用した詳細な基準であって、

当該届出等において適用する基準

② ①に挙げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ）

3. [略]

10. [略]

11. 石油鉱山における高圧ガス処理プラント

1. ~7. [略]

8. 上記の構造等を示す次の図面等

(1) ~ (5) [略]

(6) 塔（高圧ガス設備（貯槽を除く。）であって、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。）、凝縮器（縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。）、受液器（内容積が五千リットル以上のものに限る。）及び配管（冷媒設備に係る地盤面上の配管（外径

[新設]

[新設]

[新設]

3. [略]

10. [略]

11. 石油鉱山における高圧ガス処理プラント

1. ~7. [略]

8. 上記の構造等を示す次の図面等

(1) ~ (5) [略]

(6) 塔（反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備（貯槽を除く。）であって、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。）、凝縮器（縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。）、受液器（内容積が五千リットル以上のものに限る。）及び配管（経済

四十五ミリメートル以上のものに限る。）であって、内容積が三立方メートル以上のもの若しくは凝縮器及び受液器に接続されているもの又は高圧ガス設備に係る地盤面上の配管（外径四十五ミリメートル以上のものに限る。）であつて、地震防災遮断弁（地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。以下この項において同じ。）で区切られた間の内容積が三立方メートル以上のもの若しくは塔槽類（塔及び貯槽をいう。）から地震防災遮断弁までの間のものをいう。）並びにこれらの支持構造物及び基礎の構造図

（7）高圧設備の強度計算書（冷凍設備に用いる機器については、耐圧及び気密に関する性能）

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針に定める「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年経済産業省告示第220号）に定める耐震性能を有していること」を示すため、必要に応じて高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又はその他外部の調査機関による評価結果等を添付することができる。

耐震性能に関して、高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（20181105保局第5号）の例示基準に基づく届出以外の場合には、次に掲げる資料を添付すること。ただし、同運用3.（6）の詳細基準事前評価書に準じ協会が発行した評価書、3.（7）の公開詳細基準事前評価書に準じ協会が発行した評価書又は4.（4）の一般詳細基準審査結果通知書に準じ協会が発行した通知書を添付する場合にあっては、②の資料を添付することを省略することができる。また、同運用5.耐震構造計算プログラムによる場合にあっては、①及び②を省略できるが、計算結果その他の必要な書類の提出を求める場合がある。

①機能性基準に適合することを証明するために使用した詳細な基準であって、当該届出等において適用する基準

②①に挙げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ）

産業大臣が定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎の構造図

（7）高圧設備の強度計算書（冷凍設備に用いる機器については、耐圧及び気密に関する性能）

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

9. [略]

9. [略]